

くらし・環境

家庭ごみの収集 リサイクル

環境センター


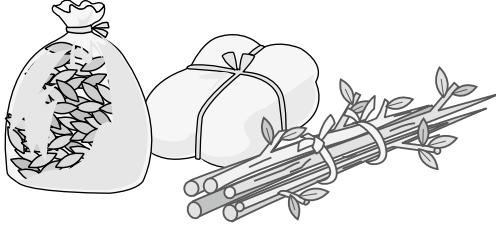
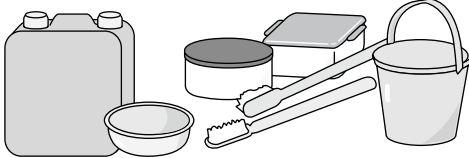
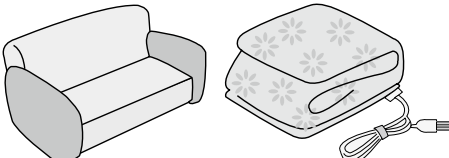
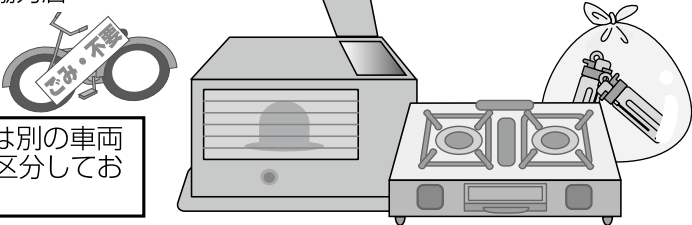
栗山637






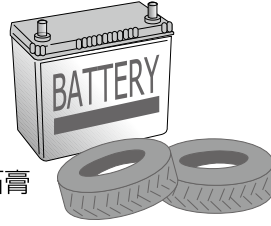
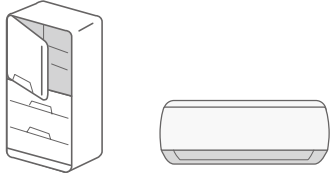

管理課 ☎429-5017

業務課 ☎429-7366

■家庭ごみと資源物の分け方、出し方

ごみは分別して・決められた集積場へ・決められた日の8:00までに出してください。

<p>燃やせるごみ</p>	<p>週2回の収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ→水分をよく切って。 ・食用油→地区センターに持っていけない場合は布や紙にしみこませるか、凝固剤で固めて。 ・スプリングの入っていないマットレスやソファ→1m以内に切り縛って。  <ul style="list-style-type: none"> ・ふとん、じゅうたん、衣類、カーペットなど布類→1m以内に切り縛って。 ※衣類はなるべく集団回収や資源物ステーションへ。 ・木製家具→1m以内に壊して縛って。 ・木くず、竹くし→束ねて。 ・草、落ち葉→乾燥させ、土を落とし袋に入れて。 ・剪定枝→縛って、2~3束ずつ日を分けて。 ※太さが10cmを越えるものは出せません。 	 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装以外のプラスチック製品 (歯ブラシ、ポリバケツ、ビデオテープ、おもちゃ、プランター、CD、DVD、プラスチックケースなど) ・ゴム製品、皮革製品、紙おむつ (汚物は取り除いて。)、使い捨てカイロ、保冷剤 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1mを超えるものは出せません。</div>
<p>燃やせないごみ</p>	<p>月2回の収集</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ●出し方に注意が必要なもの● ・石油ストーブ、ファンヒーター→灯油を使い切り電池を抜いて。 ※灯油が残っているものは収集できません。 ・ガスレンジ→電池を抜いて。 ・カセットボンベやスプレー缶→中を空にして透明な袋に入れて。(危ないので穴はあけないでください!) ・ライター→使い切って個別に透明な袋に入れて。 ・陶磁器 (皿、茶わんなど)、ガラス (薬用びん、鏡、体温計、コップ、蛍光灯など) 類など ・割れたものや刃物→紙に包んで「注意」と書いて。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1mを超えるものや重いものは別の車両で収集しますので、集積場で区分しておいてください。</div>	

資源物 (リサイクルできるもの)	
空き缶 (月2回収集)	空きびん (月2回収集)
軽く水洗いして、さっと水を切り、汚れの取れないものは燃やせないごみへ	
◎飲食用の缶 ジュース、ビールや缶詰の缶など(缶ビールの3リットル缶程度の大さまで)→つぶさずに回収容器へ。 ※缶詰めのはたは燃やせないごみへ。 ※アルミ、スチール缶に分ける必要はありません。 ※地域により回収容器は異なります。 	◎飲食用のびん ジュース、ドリンク剤、ワイン、調味料のびんなど ◎化粧品のびん (口の部分が乳白色のものは除く) →色別にかごへ (無色は白色のかご、茶色は茶色のかご、それ以外はその他のかごへ。) ※一升びん、ビールびんなどはなるべく販売店へ。 ※葉のびんやわれたものは燃やせないごみへ。 ※びんのはたは取ってください。 
ペットボトル	プラスチック製容器包装 (月4回収集)
軽く水洗いして、さっと水を切り、汚れの取れないものは燃やせるごみへ	
このマークが目印です  ・清涼飲料水、しょう油、お酒、みりんの容器など →キャップとラベルを取り、つぶして水洗いして。 ※キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ。 ※富山・婦中はスーパーなど回収協力店へ、その他の地域は決められた集積場へ。	このマークが目印です  ・洗剤、シャンプー、食用油などボトル類 (ポンプ部分は燃やせないごみへ。) ・発泡スチロールなど梱包、緩衝材 ・カップ麺や、プリンなどの容器などカップ類 (紙のはたは燃やせるごみへ。) ・トレイのラップ、菓子箱のフィルム状の包みなど ・卵パック、食品トレイなど ※白いトレイは回収しているスーパーへ。
紙製容器包装・古紙 (月1回収集)	
種類別に分けて、汚れの取れないものは燃やせるごみへ	
◎紙製容器包装 紙箱 (お菓子、くつの紙箱など)、紙袋 (ビニールの持ち手は外してプラスチック製容器包装へ)、包装紙 (デパート、お土産の包装紙など) →縛って。 ※牛乳パックは回収しているスーパーや集団回収へ。 ※金紙、銀紙が使われているもの、防水加工がしてあるものやビニール加工されているものは燃やせるごみへ。	◎古紙 →なるべく資源集団回収へ。 ・新聞紙 (新聞と折り込みちらしは混ぜて出せます。) ・段ボール (断面に波状の紙が入っているもの) ・雑誌類 (週刊誌、ノートなど) 
集積場に出せないもの	
◎危険性・爆発・引火性のあるもの ◎処理が困難なもの ・タイヤ、バッテリー、オートバイ、消火器、ペンキ (中身の入ったもの)、ガスボンベ、農機具、農薬、農業用ビニール、石油類、注射針 (在宅医療など) →購入先や専門業者へご相談ください。 ・土、砂、石、瓦、レンガ、コンクリート類 (物干し台・ブロックなど)、石膏ボード→購入先や専門業者、環境センターへご相談ください。 	
◎家電リサイクル法対象品目 ・テレビ、エアコン、冷蔵庫 (冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機 →購入店や買い替え店が引き取るほか、戸別有料収集でも引き取れます。 ※リサイクル料金が必要です。 	
◎パソコン →各メーカーごとにリサイクルしているため、メーカーに回収の申し込みをしてください。 ※資源物ステーション (P60参照) に持ち込みできます。(無料) 	パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685 https://www.pc3r.jp

ごみの不法投棄について

道路、河川敷などへの不法投棄が後を絶たないため、パトロール車で巡回・指導しています。不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第16条で禁止されています。自分で出したごみは持ち帰りましょう。

戸別有料収集（事前予約）

環境センター業務課 ☎428-4040

一時的に多量に出るごみを、有料で収集します。燃やせるごみ・燃やせないごみに分別して屋外の収集しやすい場所に出してください。

なお、収集当日は立ち会いと精算をお願いします。（混みあいますので、ご予約はお早目に）

ごみを直接処理施設に持ち込みたいとき

事前にお問い合わせのうえ、持ち込みしてください。

●燃やせるごみ

富山地区広域圏クリーンセンター
（立山町末三賀 ☎462-1187）

受付：月曜～金曜 8:30～16:00
土曜 8:30～12:00

●燃やせないごみ

富山地区広域圏リサイクルセンター
（辰尾 ☎429-3121）

受付：月曜～金曜 8:30～16:00

※家庭で不用でもまだ再使用できる家具や自転車などは、富山地区広域圏リサイクルセンターにご相談ください。

資源物ステーション

環境センター管理課 ☎429-5017

土曜・日曜や祝・休日に「資源物」を持ち込みできます。

回収品目：プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、衣類、空き缶、空きびん、小型廃家電（パソコンも持ち込みできます。）、水銀使用製品（蛍光管、体温計等）

※液体燃料を使用する石油ファンヒーターなどや、布製・木製の家電は持ち込めません。

※家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）は持ち込めません。

※ノートパソコンなどの簡単に取り外しできるバッテリーは、本体と分けて出してください。

※個人情報などが含まれるものは、あらかじめデータを消去してから出してください。

※安全確保のため、大きさが1m以上の家電の持ち込みはご遠慮ください。

開設日：土曜・日曜・祝・休日（臨時に休業することがあります）

※12月31日、1月1日～3日は休業

開設時間：9:00～15:00

開設場所：

①環境センター	栗山637
②旧岩瀬環境事務所	岩瀬池田町71-1
③旧婦中環境事務所	婦中町富川1
④ファミリーパーク第2駐車場	古沢241-1
⑤山室地区センター駐車場南側	中市二丁目22-2
⑥八尾行政サービスセンター駐車場北側	八尾町福島151
⑦水橋中部地区センター駐車場北側	水橋館町312-1
⑧大庄地区コミュニティセンター駐車場南側	田島97-1

※⑥八尾資源物ステーションは、令和5年11月から八尾スポーツアリーナ北側（八尾町井田101）での開設となります。

●平日持ち込みについて

環境センターでは、平日でも「小型廃家電」の持ち込みができます。

開設日：平日の月曜～金曜

※12月29日～1月3日は除く。

開設時間：9:00～15:00

受付場所：前記の①にて。

側溝汚泥（みぞ掃除などの汚泥）

環境センター業務課 ☎429-7366

町内単位で掃除した汚泥は、土のう袋に入れて、一定の場所に集めていただければ収集します。側溝やミゾ掃除の実施日の10日前までに地区センター、行政サービスセンター、中核型地区センターを通じて収集の申し込みをしてください。なお、町内単位でなく個人での収集申し込みの場合は戸別有料収集になります。

申込方法：地区センター・行政サービスセンター、中核型地区センターで申し込み用紙に町内会名・責任者氏名・責任者連絡先・実施予定日・集積場所の数・予定袋数を記入したものと集積場所がわかる地図を添付して、環境センター業務課へFAX（429-7388）してください。

※雨天中止や延期、集積場所の変更があった場合は、環境センター業務課までご連絡ください。

小動物の死体収集

環境センター業務課 ☎429-7366

●野良犬・野良猫など

道路などに放置されている死体は一般廃棄物として収集します。

※ペットは収集しません。（飼い主の責任で）

※土曜・日曜・休日・夜間は市役所（☎431-6111）へ。

●鳥・へび・ねずみなど

燃やせるごみの収集日にごみ袋に入れて集積場に出してください。

ごみ集積場に関する補助制度

環境センター業務課 ☎429-7366

●町内会や自治会への補助

集積場の環境整備のための補助を行っています。町内単位でお申し込みください。

○集積場設置補助

補助金額：1カ所につき設置費用の2分の1
(共同住宅・開発行為は除きます。)

補助限度額

- ・固定式ごみ集積場設置 新設または改築…20万円
複数の集積場を1カ所に統合…30万円
 - ・折りたたみ式ごみ集積場設置 新設…10万円
 - ・簡易式ごみ集積場購入 1基につき1万円
- ※環境センター業務課での事前協議が必要です。

■し尿の汲み取り

各地域ごとの窓口に応じ込みください。

富山	(公財)富山市生活環境サービス (辰尾) 428-9233
大沢野・細入	高木衛生(株)(中大久保) 467-0163
大山	(有)松本衛生特殊工業所 (上市町錦町) 472-0039 (有)西田環境保全センター (上市町稗田) 472-4752
八尾・山田	(有)八尾衛生 (八尾町角間) 454-2487
婦中	(有)婦中衛生 (婦中町友坂) 469-2446 (株)オカムラサービス (婦中町東本郷) 466-2654

生活環境

■ふるさと富山美化大作戦

環境センター業務課 **429-7366**

全国に誇れる美しい街「ふるさと富山」を創造するために、市民の皆様と企業・各種団体からの参加者が協力し合って、市内全域で一斉に美化清掃活動を実施します。

※毎年8月に実施

■害虫・ねずみなどの駆除のことは

環境保全課 **443-2086**

- 駆除は、専門業者に依頼してください。
- 個人で薬剤を散布する場合は、薬剤の使用上の注意を必ず守って使用し、使い切れない場合などは、きちんと管理してください。
- 薬剤は、場合によっては人の健康に被害を及ぼしたり、生態系に影響を及ぼす可能性がありますので、河川などに流したりしないでください。

■空き地の草刈のことは

環境保全課 **443-2086**

空き地の所有者または管理者は、雑草などが伸び放題にならないように、きちんと管理してください。自ら草刈できない場合などは、委託を受けて実施する制度(有料)があります。

■ペット

保健所生活衛生課 **428-1154**

●犬の登録と狂犬病予防について

生後91日以上の子犬を飼った場合は、30日以内に飼い犬の登録および予防注射をしてください。予防注射は動物病院で受けることができます。委託動物病院(市内および一部市外)では注射済票の交付および登録手続きを同時に行うことができます。また、毎年4月には、市内各所で集合注射を実施します。

■水と食品の衛生

保健所生活衛生課 **428-1154**

●飲料水について

簡易専用水道の維持管理の指導を行っています。

●レジオネラ属菌の検査について

24時間風呂(循環式浴槽)などに発生しやすいレジオネラ属菌の相談や検査を行っています。

●食品衛生について

安全な食生活確保のために食品衛生関係営業の許可や食品取扱施設の衛生指導、食中毒の調査など食品衛生に関する相談に応じています。

■浄化槽の設置

建築指導課 **443-2108**
保健所生活衛生課 **428-1154**

建物の新築・改築に伴い浄化槽を設置する場合は、建築確認申請書に浄化槽調書を添えて建築指導課に提出し、確認済証の交付を受けてください。

また既設の建物の便所を改造し、水洗便所にするため浄化槽を設置する場合は、浄化槽設置届を保健所に提出してください。事前に排水放流先の管理者などの了解を得るよう努めてください。

※浄化槽の保守点検は浄化槽保守点検業者に、清掃は浄化槽清掃業者に、法定検査は(公社)富山県浄化槽協会に依頼してください。

■合併処理浄化槽設置補助金

環境保全課

☎443-2086

交付対象者：主に居住に使用する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住用とする建物に設置する方。ただし販売目的で住宅を建築する方を除きます。

補助金の交付手続など：補助対象地域が限定されています。また、補助金についても設置する合併浄化槽の規模により金額が異なります。

※補助金は予算の範囲内で交付し、交付条件もあります。また、設置する前に申請していただくことになりますので、事前に窓口まで手続方法なども含めてお問い合わせください。

■斎場（火葬場）・墓地

●斎場（火葬場）を利用するとき

斎場の利用申し込みについては下記へお問い合わせください。

市民課：443-2075

大沢野行政サービスセンター市民係 467-5810

大山行政サービスセンター市民係 483-1212

八尾行政サービスセンター市民係 454-3114

婦中行政サービスセンター市民係 465-2115

山田中核型地区センター 457-2111

細入中核型地区センター 485-2111

- 市民の方の火葬料金は、無料です
- 富山市の斎場（施設一覧をご覧ください。）

●市営墓地を利用するとき

墓地の空き状況や申込条件などについては、環境保全課（☎443-2086）にお問い合わせください。

長岡墓地・北代墓地・岩瀬墓地・新長岡墓地・富山霊園
大沢野墓地公園（あじさい園）
大山墓地公園
速星墓地公園 婦負斎場墓地公苑

●納骨堂を利用するとき

環境保全課

☎443-2086

申し込みできる方の条件、申請書類については事前に環境保全課にお問い合わせください。

参拝壇	収蔵方法	収蔵期間
直接参拝壇	骨壺	6年間
間接参拝壇	骨壺	4年間
合葬式収蔵施設	合葬式	永年



水道・下水道

■上下水道の使用に関する届け出

上下水道局料金課	☎432-8587 0120-310-599 <small>(平日の8:30~17:15)</small> <small>牛島本町二丁目 1-20</small>
東上下水道サービスセンター (大沢野・大山・細入地域)	☎467-5816
西上下水道サービスセンター (婦中・八尾・山田地域)	☎465-2164

水道と下水道の使用の開始・中止の手続きは同時に済ませることができます。(3日前までに届け出を)
富山市上下水道局ホームページ、FAX (432-8617)でも受け付けています。

現在使用中止になっている水道を、転入や転居で使用を開始するとき	開始する住所、使用者氏名、連絡先をご連絡ください。前の使用者がわかる場合はお客さま番号、氏名も併せてお知らせください。
転居、転出で使用を中止するとき	お客さま番号(使用水量などのお知らせや領収書に記載されています)をご連絡ください。引き続き入居する方がわかっているときは、その方の氏名もお知らせください。

*使用中止の届出をされないと、料金がかかったままになります。
*水道水以外の井戸水などを使用し、その汚水を公共下水道に排出する場合は、井戸水などを使用しなくなった場合はご連絡ください。また、井戸水使用の一般家庭の下水道使用料は、家庭の人数や用途によって算定されますので、家族の人数などに変更があったときは、必ずご連絡ください。

●水道メーターの検針

偶数月と奇数月に分かれており、2カ月に1回検針員が検針に伺います。

- 水道メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- 飼いや犬は出入り口や水道メーターボックスから離してつないでください。

■水道料金と下水道使用料

基本料金と使用量単価に基づき、算出します。
2カ月分の水道料金と下水道使用料を合わせて請求します。

●納入方法

口座振替：通帳、届出印とお客さま番号がわかるもの(水量のお知らせや納入通知書)をお持ちのうえ、金融機関などで手続きしてください。また、Web口座振替受付サービスもご利用いただけます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※口座振替をご利用の方は、年間最大600円(税別)の割引が適用されます。また、毎月払いを選ぶことができます。(毎月払いを希望される場合は申し出が必要となります)

納付書払：郵送される納入通知書を持参の上、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアでお支払いください。また、スマートフォン決済によるお支払いもできます。なお料金課窓口や東・西上下水道サービスセンターの窓口でもお支払いできます。

●前回に比べて急に水道の使用量が増えたとき
見えないところで、水が漏れていることがあります。
その場合は、次のようにして調べてください。

- ①家中の蛇口を全部閉める。
- ②メーターの赤い針かパイロット(銀色の八角形のもの)を調べて、ゆっくりでもまわっていたら、漏水の可能性があります。市指定の配管業者に修理を依頼してください。

■給水装置の新設・改造

給排水サービス課	☎432-8695
-----------------	------------------

水道を新しく引いたり、引き直すときは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)に申し込みしてください。
上下水道局への手続きの一切を行います。

●給水装置からの水漏れ

水洗便所、ガス湯沸かし器、電気温水器などから水が漏れているときは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)か、器具メーカー・販売店へ修理を依頼してください。

■水道管の修繕など

上下水道施設管理センター	☎432-8570
---------------------	------------------

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 東上下水道サービスセンター
(大沢野・大山・細入地域) | ☎467-5816 |
| 西上下水道サービスセンター
(婦中・八尾・山田地域) | ☎465-2164 |

水道管から音がする、水の出が悪い、水が濁るなどの場合は上記へご連絡ください。

家庭の敷地内の水漏れは、配管業者(市指定の給水装置工事事業者)に修理の依頼をしてください。

■公共下水道への接続

給排水サービス課	☎432-8708
-----------------	------------------

公共下水道が整備され使用できるようになった地域では、台所や浴室などの排水、浄化槽便所は速やかに、汲み取り便所は3年以内に改造工事を行い、公共下水道に接続してください。(雨水は流せません)

接続工事は、配管業者(市指定の下水道排水設備指定工事店)が行うことになっています。

■水洗便所改造資金の貸付

給排水サービス課	☎432-8708
-----------------	------------------

既設の便所(し尿浄化槽を含む)を公共下水道に接続するため、便器、洗浄器具及びこれに伴う排水設備の工事をする場合、その費用をお貸ししています。

貸付限度額：1戸 100万円以内

利 息：無利子

返 済：5年以内元金均等月賦償還

消費生活

消費生活センター

☎443-2047
(消費生活相談専用)
☎443-2123

新富町一丁目2-3 CiCビル3階

開館時間：10:00～17:30(電話相談のみ9:00から受付)
休館日：土・日曜、国民の祝日および12月29日～
1月3日、CiCビル休館日

●消費生活相談

消費生活相談員が消費生活に関する苦情や悪質商法によるトラブル、多重債務の相談に応じ、必要な助言、あっせんを行っています。

●賢い消費生活のために

消費生活教室：暮らしの中の諸問題について学習します。受講生の募集は3月の市広報でお知らせします。

消費生活出前講座：悪質商法の手口や対処法、消費生活に関する諸問題について、市職員・消費生活相談員が地域の公民館等に outgoing 説明します。

●迷惑電話防止機能搭載電話機等購入助成事業

特殊詐欺や悪質商法による被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯を対象に、迷惑電話防止機能を搭載した電話機などを購入した場合、購入費用の一部を補助します。

●消費生活展

消費に関する諸問題、消費者団体の活動状況等を展示し、市民の皆さんの消費生活に関する知識の向上と普及を図る目的で開催します。

●消費生活改善推進事業

「食べきる」という意識の浸透・定着を図り、生き方、暮らし方を変える「おいしいとやま食べきり運動」を展開しています。

●計量器の検査など

- 計量法に基づき、商店などで取引、証明に使用される「はかり」は、2年に1度、定期検査を受けなければなりません。本市では市域を2つに分けて、2年ごとに定期検査を実施しています。毎年、広報とやまの4月20日号に、その年度の対象区域、検査日程と会場を案内しています。
なお、はかりの持ち運びが困難な場合などは、はかりの設置場所で検査を実施しますので、問い合わせてください。
- 事業所や商店等で詰められる商品の量目について立入検査を実施し、適正な計量の確保に努めています。

男女共同参画

男女共同参画の推進

市民協働相談課

☎443-2051

男女共同参画社会の実現に向けて、富山市男女共同参画プランを策定し、各種施策に取り組んでいます。小学生向け啓発冊子の発行、中学生を対象にした作文コンクールの実施、情報交流誌「あいのかぜ」の発行、講演会を中心としたフェスティバルの開催など男女共同参画の意識啓発をしています。

●男女共同参画推進センター

新富町一丁目2-3 CiCビル3階 ☎433-1760

開館時間：10:00～18:15

休館日：土・日曜、国民の祝日および12月29日～1月3日、CiCビル休館日

男女共同参画社会の実現を図るため、次の事業を行っています。

- 男女共同参画講座など学習啓発事業
- 「家事ダン」マイスター認定事業
- 夫婦・男女に関する法律相談
- 夫婦・男女に関する悩み相談
- DV(配偶者・パートナーからの暴力)相談(電話・来所)
- 男女共同参画に関連する情報の提供

	相談日・時間	問い合わせ
DV相談専用	月曜～金曜 (休館日を除く) 10:00～18:15 (受付は17:30まで) ※土曜特別相談 (毎月1回)	☎433-2210 原則として、来所の場合は予約制

※学習啓発事業、相談事業の日程など詳細は市広報をご覧ください。

ボランティア

ボランティア活動

市民協働相談課

☎443-2051

市民の皆さんが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア情報の提供や、市内で活動されているボランティア(団体・個人)に関する情報の収集をしています。ボランティア活動についてのご相談は、下記にお問い合わせください。

富山市ボランティアセンター (富山市社会福祉協議会内)	☎422-2456
大沢野細入ボランティアセンター (大沢野細入支所内)	☎467-1294
大山ボランティアセンター(大山支所内)	☎483-4111
八尾山田ボランティアセンター (八尾山田支所内)	☎454-2390
婦中ボランティアセンター(婦中支所内)	☎469-0775

道路・公園

■道路

●道路の補修は

道路河川管理課 ☎443-2093

土木事務所建設課 ☎468-1329

道路は道路の種類（国道・県道・市道）に応じて道路管理者が違います。道路の補修や街路樹管理などの相談や要望は各管理者へご連絡ください。

国道：国土交通省富山国道維持出張所

（中島一丁目2-16 ☎438-5101）

県道：富山県富山土木センター

（舟橋北町1-11県総合庁舎内 ☎444-4450）

※水橋地区…立山土木事務所

（立山町前沢2359-5 ☎463-1101）

市道：市役所建設部道路河川管理課

土木事務所建設課

●市道を通行以外の目的で使用するには

道路河川管理課 ☎443-2220

土木事務所管理課 ☎468-1338

市道を通行以外の目的で使用するときは歩道の切下げ工事などを行うときは、道路管理者の許可・承認が必要です。

○道路占用許可申請が必要なもの

- 排水管、給水管などを埋設するとき。
- 工事用板囲、足場及び線類などを設置するとき。
- 看板を道路の上空に突き出して設置するとき。

○道路工事施行承認申請が必要なもの

- 車庫や駐車場への出入のための歩道の切下げ、街路樹の移設、ガードレールの撤去などの道路工事を行うとき。

※道路や歩道の上に商品を陳列したり看板や旗ざおなどを置かないでください。

※コンクリート板や鉄板で乗り入れ施設を作らないでください。交通上危険であるほか、水はけが悪く掃除がしにくくなります。

●私道等を市道にするには

建設政策課 ☎443-2091

富山市市道路線認定基準により、公共性が高く真に必要な道路であることや、必要な構造を有していることなど、市道として管理することが望ましい道路の場合にのみ認定を行います。主な認定要件は次のとおりです。

○基本要件（いずれかに該当）

- 公共施設に一次アクセスする道路
- 都市計画の観点から必要性が高い道路
- 多くの市民が頻繁に利用し、便益を享受する道路
- 集約型都市構造の実現に資する道路

○構造的要件（全てを満たす）

- 幅員は原則6m以上、隅切りは3m以上あること
- 側溝等が整備され、基準以上の舗装がされていること
- 道路法で認められない占用物件などが無いこと
- 袋路状道路は、用途地域内などに位置し、規定の転回広場が設置されていること
- 開発道路については「富山市宅地開発に関する指導要綱」の構造基準を満たすこと等

このほか、用地に関する要件など詳細については、HPの「富山市市道路線認定基準」をご覧ください。

●道路境界の立会い

道路河川管理課 ☎443-2177

土木事務所管理課 ☎468-1338

自分の土地の測量や分筆等により境界の確認が必要なときは、道路河川管理課または土木事務所管理課で「市道境界立会い」の手続きを行ってください。

●私道等舗装に関する補助金

道路整備課 ☎443-2090

土木事務所建設課 ☎468-1327

私道等の舗装に必要な経費の4分の3以内（限度額150万円）で補助金を交付しています。

○交付対象となる私道等の要件

- 原則幅員が2.0m以上であるもの。
- 通勤、通学、買物などに利用されている、または公共的施設に通じているもの。
- 家屋が立ち並び、かつ境界が確定しているもの。
- 舗装されている道路に接続しているもの。
- 舗装について、敷地の所有者その他の権利者の同意を得ているもの。

●道路の除排雪

道路河川管理課 ☎443-2092

土木事務所建設課 ☎468-1328

冬期間は車道や歩道の除排雪を行っていますが、除雪機械が入れない狭い市道（6m未満）や私道、家の周りは近所の皆さんで協力して行ってください。

○道路の消雪装置設置補助

地域団体が市道に消雪装置を設置する場合に補助金を交付します。

○除雪機械の貸し出し

町内会等に市道を除雪する機械を貸し出します。

○除排雪機械の購入事業補助

各校下雪対策推進協議会、町内会等が除排雪機械を購入される場合、購入費の4分の3以内（限度額200万円）で補助金を交付します。

●地域ぐるみの除排雪に対する補助

地域コミュニティ推進課 ☎443-2046

- 地域ぐるみ除排雪事業補助
積雪量が50cm以上になったときに、地域ぐるみ（町内会等）で行う市道や生活道路の除排雪活動に対して補助金を交付します。

■公園、緑地

公園緑地課 ☎443-2111

土木事務所管理課／建設課
☎468-1338 / ☎468-1327

公園や緑地は、災害時の避難場所としての役割など地域の環境に大切な役割を果たしています。公園や緑地を守り育てていくためには皆様のご協力が必要です。公園や緑地にある遊具などの施設の点検、除草などへのご協力、ご理解をお願いします。

●公園の使用許可が必要な場合

- 公園内の広場や施設をスポーツ・行事・イベントなどに使用する場合
- 公園を占用しようとする場合

■景観法に基づく届け出

景観政策課 ☎443-2106

建築物や工作物の新築や増築などを行う際に、規模が大きい（建築面積が1,000㎡を超える、または、高さが12.5mを超えるもの）場合や、景観まちづくり推進区域（八尾地区、大手モール地区）において施工する場合は、景観法に基づき、事前に届け出をしてください。

■屋外広告物掲示のことは

景観政策課 ☎443-2109

屋外広告物（ポスター・屋上広告・壁面広告など）を掲示する場合は、富山市屋外広告物条例に基づき、許可を受けてください。

交通安全

■交通安全施設の設定

道路整備課 ☎443-2089
道路河川管理課 ☎443-2092

土木事務所建設課 ☎468-1328

●カーブミラーなど交通安全施設のこと

カーブミラー、ガードレール、街灯の新設は、道路整備課及び土木事務所建設課で行っています。カーブミラー、ガードレールの修繕は、道路河川管理課及び土木事務所建設課で行っています。

●街灯が故障したときは

街灯が消えているなど故障を発見したときは、修繕受付窓口へ下記の項目をご連絡ください。

修繕受付窓口（年中無休・24時間対応）

東芝ビルファシリティコールセンター

☎0570-666-181

1. 氏名
 2. 連絡先
 3. 市管理プレート番号（富山市＋数字5桁）
 4. 内容（不具合の状況など）
 5. 北陸電力の電柱番号（数字4桁・カタカナ1文字・数字4桁）
 6. 電柱設置場所の住所（例：富山市〇〇町1丁目2番3号の〇〇宅前など）
- ※1～4は必須項目です。

■交通安全教室

生活安全交通課 ☎443-2052

交通安全の啓発のため、概ね20人以上が参加される場合に交通安全教室を開催しています。

- 幼児交通安全教室
- シルバー（高齢者）交通安全教室

■自転車損害賠償責任保険加入促進事業

交通政策課 ☎443-2195

自転車損害賠償責任保険等への加入費用の一部を補助しています。

- 対象者：・市内在住の小学生～高校生
・市内在住の65歳以上で、令和3年4月1日以降に全ての運転免許を自主返納された方（これまでに補助を受けていない方）

対象保険：1億円以上の賠償責任補償がある契約中の保険などで、令和5年4月1日以降に支払ったもの

補助額：年額500円

■JR 高山本線

運行区間	富山駅～速星駅～越中八尾駅～猪谷駅
富山市内の駅	10 駅（富山駅、西富山駅、婦中鷓坂駅、速星駅、千里駅、越中八尾駅、東八尾駅、笹津駅、楡原駅、猪谷駅）
お問い合わせ先	JR 西日本お客様センター（☎0570-00-2486）

■あいの風とやま鉄道線

運行区間	越中宮崎駅～富山駅～高岡駅～石動駅
富山市内の駅	5 駅（水橋駅、東富山駅、新富山口駅、富山駅、呉羽駅）
お問い合わせ先	あいの風とやま鉄道富山駅（☎431-3409）

■地鉄本線

運行区間	電鉄富山駅～上市駅～電鉄黒部駅～宇奈月温泉駅
富山市内の駅	6 駅（電鉄富山駅、稻荷町駅、新庄田中駅、東新庄駅、越中荏原駅、越中三郷駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

■地鉄不二越・上滝線

運行区間	電鉄富山駅～南富山駅～上滝駅～岩嶺寺駅
富山市内の駅	15 駅（電鉄富山駅、稻荷町駅、栄町駅、不二越駅、大泉駅、南富山駅、朝菜町駅、上堀駅、小杉駅、布市駅、開発駅、月岡駅、大庄駅、上滝駅、大川寺駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

■地鉄立山線

運行区間	電鉄富山駅～寺田駅～岩嶺寺駅～立山
富山市内の駅	8 駅（電鉄富山駅、稻荷町駅、新庄田中駅、東新庄駅、越中荏原駅、越中三郷駅、有峰口駅、本宮駅）
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

■路面電車

運行区間	南富山駅前～富山駅 南富山駅前～富山駅～富山大学前 富山駅～グランドプラザ前～富山駅 岩瀬浜～富山駅～南富山駅前 岩瀬浜～富山駅～富山大学前 岩瀬浜～富山駅～グランドプラザ前～富山駅～岩瀬浜
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

■富山地方鉄道バス

路線方面 （富山駅前発着分）	富山大学前、有沢、富山市民病院前、南富山駅前、大泉駅前、石金、双代町、永楽町、畑中 ※路線、主なる経路については富山市おでかけのりものマップ参照
お問い合わせ先	富山地方鉄道テレホンセンター（☎432-3456）

■コミュニティバス

民間交通事業者により交通サービスが提供されない公共交通空白地域においては、地域の住民や企業が連携・協力して運行する「地域自主運行バス」に支援するとともに、中山間地域においては、大山、八尾、山田地域における「市営コミュニティバス」や、大沢野地域では「シルバータクシー」を運行しています。

コミュニティバスの詳細は、市ホームページから確認できます。

●地域自主運行バス

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
まいどはやバス	(株)富山市民プラザ	2ルート 30分間隔 1日21便	中学生以上 1回200円 (小学生以下100円)	(株)富山市民プラザ ☎495-5900
富山港線フィーダーバス	富山地方鉄道(株)	2ルート 30～60分間隔 1日64～65便(平日) 36～38便(休日)	中学生以上 1回210円 (小学生以下110円)	富山地方鉄道(株) 西部自動車営業所 ☎431-8911
呉羽いきいきバス	(有)まちづくり公社呉羽	2ルート 約70分 1日11便	小学生以上 1回100円	(有)まちづくり公社呉羽 ☎436-1772
水橋ふれあいコミュニティバス	NPO 法人水橋ふれあいコミュニティバス	1ルート100分 1日7便	小学生以上 1回100円	NPO 法人水橋ふれあい コミュニティバス ☎478-1390
婦中コミュニティバス	婦中コミュニティバス 運営委員会	4ルート 39～100分 1日4便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	富山地方鉄道(株) 西部自動車営業所 ☎431-8911
堀川南地域コミュニティバス	堀川南地域コミュニティバス運行事業推進協議会	1ルート 1日8便	中学生以上 1回200円 (小学生以下100円)	富山地方鉄道(株) 富山自動車営業所 ☎424-3661

●市営コミュニティバス

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
大山コミュニティバス	富山市	6ルート 1日2～5便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	大山バス管理センター ☎483-1335
八尾コミュニティバス	富山市	10ルート 1日2～14便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	八尾バス管理センター ☎454-3125
山田コミュニティバス	富山市	3ルート 1日3～4便	高校生以上 1回200円 (中学生以下100円)	八尾バス管理センター ☎454-3125

●シルバータクシー

名称	運行主体	内容	運賃	お問い合わせ先
大沢野シルバータクシー	富山市	65歳以上 (大沢野地域内)	1回300円 (利用証交付手数料 500円)	交通政策課 ☎443-2195

■パーク・アンド・ライド駐車場

鉄道駅周辺の駐車場にマイカーを駐車し、鉄道へ乗り換えて移動していただくため、パーク・アンド・ライド駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

●JR高山本線沿線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
婦中鵜坂駅P&R駐車場	婦中鵜坂駅	婦中鵜坂駅ロータリー横	43台	5:00~24:00	交通政策課 ☎443-2192
速星駅P&R駐車場	速星駅	婦中行政サービスセンター 駐車場内の指定の場所	23台	5:00~24:00	
千里駅P&R駐車場	千里駅	千里駅の北側	10台	5:00~24:00	
越中八尾駅前ふれあい広 場北駐車場	越中八尾駅	越中八尾駅の北側	40台	終日	
越中八尾駅東駐車場	越中八尾駅	越中八尾駅東側ロータリー横	49台	終日	
笹津駅駐車場	笹津駅	笹津駅の南側	31台	終日	

●富山地方鉄道不二越・上滝線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
開発駅P&R駐車場※	開発駅	開発駅横	7台	始発~終発	富山地方鉄道(株) ☎432-5540
月岡駅P&R駐車場	月岡駅	月岡駅から線路を跨いだ南側	22台	始発~終発	交通政策課 ☎443-2192
大庄駅P&R駐車場	大庄駅	大庄公民館駐車場内の指定 の場所	8台	始発~終発	
上滝駅P&R駐車場	上滝駅	上滝駅から線路を跨いだ南側	8台	始発~終発	

※開発駅P&R駐車場は事前申し込みが必要となります。

●富山地方鉄道富山港線

名称	最寄りの駅	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
蓮町駅P&R駐車場	蓮町(馬場記念公園前)駅	蓮町駅の西側	37台	5:00~24:00	交通政策課 ☎443-2192

■パーク・アンド・バスライド駐車場

バス停周辺の駐車場にマイカーを駐車し、路線バスへ乗り換えて通勤・通学をしていただくため、パーク・アンド・バスライド駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

名称	最寄りのバス停	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
グリーンバレー P & BR 駐車場※	上二杉	グリーンバレー駐車場内の 指定の場所	6台	平日 6:00~24:00	交通政策課 ☎443-2195
大沢野小学校向かい P & BR 駐車場	大沢野 小学校前	大沢野小学校向かい(東側)	10台	6:00~24:00	

※グリーンバレーP & BR 駐車場は事前申し込みが必要となります。

■サイクル・アンド・バスライド駐輪場

バス停周辺の駐輪場に自転車を駐車し、路線バスへ乗り換えて通勤・通学をしていただくため、サイクル・アンド・バスライド駐輪場を設置しており、無料でご利用いただけます。

名称	最寄りのバス停	場所	台数	利用可能時間	お問い合わせ先
中市C & BR 駐輪場	中市	山室地区センター横 (資源物ステーション内)	10台	平日 6:00~24:00	交通政策課 ☎443-2195
分田C & BR 駐輪場	分田	市道田島鵜坂線交差点脇	10台	6:00~24:00	
呉羽C & BR 駐輪場	呉羽	呉羽会館駐輪場	6台	平日 6:00~24:00	
四方神明町C & BR 駐輪場	四方神明 町・田町	四方地区センター駐輪場	5台	6:00~24:00	
針原新町C & BR 駐輪場	針原新町	市営針原団地駐車場内	5台	6:00~24:00	
赤田C & BR 駐輪場	赤田	市消防団蛭川分団敷地内	10台	6:00~24:00	
藤代町C & BR 駐輪場	藤代町	開公民館駐輪場	6台	6:00~24:00	
金代C & BR 駐輪場	金代	金代公民館駐輪場	6台	6:00~24:00	
大泉駅前C & BR 駐輪場	大泉駅前	市営住宅山室団地敷地内	5台	6:00~24:00	

■自転車駐車場

交通政策課

☎443-2192

鉄軌道の各駅等に自転車駐車場を設置しており、無料でご利用いただけます。

●富山駅周辺

名 称	収容台数	利用時間
富山駅南自転車駐車場	629台	6:00~23:00
富山駅北自転車駐車場	215台	
富山駅高架下自転車駐車場 ※原付可(50ccまで)	615台	終 日
富山駅東暫定自転車駐車場	130台	

●西町・総曲輪地区

名 称	収容台数
総曲輪西自転車駐車場	196台
西町・総曲輪 CUBY	30台
西町自転車等駐車スペース	150台

●鉄軌道駅(富山地域)

名 称	収容台数	名 称	収容台数	名 称	収容台数
水橋駅	333台	大泉駅	100台	犬島新町駅	32台
東富山駅	888台	上堀駅	50台	蓮町駅 (馬場記念公園前)	136台
新富山口駅	100台	小杉駅	25台	萩浦小学校前駅	24台
呉羽駅	245台	開発駅	84台	東岩瀬駅	24台
西富山駅	164台	月岡駅	51台	競輪場前駅	24台
稻荷町駅	92台	奥田中学校前駅	24台	岩瀬浜駅	24台
東新庄駅	154台	下奥井駅	24台	五福公園	36台
越中荏原駅	138台	粟島駅	24台	五福第一	48台
越中三郷駅	80台	越中中島駅	36台		
不二越駅	46台	城川原駅	108台		

●鉄軌道駅(富山地域以外)

名 称	収容台数	名 称	収容台数	名 称	収容台数
笹津駅	120台	速星駅	370台	東八尾駅	25台
上滝駅	58台	婦中鷓坂駅	120台	楡原駅	48台
大庄駅	108台	千里駅	217台		
有峰口駅	20台	越中八尾駅	116台		

住まい

■公営住宅

●市営住宅

市営住宅課

☎443-2097

○窓口

富山市営住宅管理事務所（株式会社ホクタテ）

富山市新桜町6-15 Toyama Sakuraビル2階

☎471-5291

○入居募集

市営住宅と特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅、賃貸住宅の入居申し込みを随時受け付けています。空き室が無い団地では申し込み順に名簿に登録し、空き室が生じたつど、順次入居していただきます。

- 新築住宅については、広報などで公募します。
- 応募される方は、入居申し込み案内に基づき申し込みしてください。

○申し込み資格

- 住宅に困窮していることが明らかである方
- 同居または同居しようとする親族がいる方（一定の条件に該当する方は単身でも可）
- 収入が政令・条例で定めた基準内である方
- 市税および市営住宅などにかかる家賃を滞納していない方
- 暴力団員でない方

○市営住宅の所在地

住宅種類	団地名	所在地
市営住宅	1 山室	公文名38-12
	2 中市	中市18
	3 朝菜町	堀川町801、803
	4 高原町	高屋敷823-15
	5 上赤江	上赤江町一丁目17-1
	6 有沢	有沢811
	7 広田	新屋10
	8 針原	針原中町305
	9 布目	布目3490
	10 辰尾	辰尾205
	※11 城村	城村502
	12 月岡	月見町五丁目1
	13 イーストタウンコート	東町一丁目4-8
	14 ドルチェ・ヴィータ呉羽	呉羽町1667-3
	15 グッドヒルズ豊田	豊田本町三丁目20-7
	16 コーポ窪新町	窪新町6-51
	17 パナメゾン窪新町	窪新町6-45、46
	18 リットコーポラス32	緑町二丁目2-10
	19 ソレアード	羽根1484番地1
	20 パナメゾン布瀬	布瀬町二丁目17-25

住宅種類	団地名	所在地		
市営住宅	21 グランコンフォール西長江	西長江四丁目6-23		
	22 水橋新保	水橋新保208-3		
	23 水橋中村	水橋中村町2-2		
	24 五艘	五艘1435-1		
	25 海岸通	海岸通256		
	26 下赤江	下赤江町二丁目1、2		
	※27 今泉	今泉北部町1-5		
	※28 中教院	中央通り二丁目3-22		
	29 笹津	笹津100		
	※30 殿様林	馬瀬口1		
	31 中滝	中滝311-1		
	32 福沢	東福沢1700-1		
	33 新曙町	中番45		
	34 サザンコート大山	中滝310		
	35 新上野	八尾町福島156		
	36 妙川寺	八尾町妙川寺1351		
	37 高熊	八尾町高熊96-1		
	38 寺山	八尾町上新町3290		
	39 源川原	八尾町鏡町610		
	40 宮ヶ島	婦中町宮ヶ島355		
	41 長沢	婦中町長沢4124		
	42 竹の内	山田中瀬33		
	43 山田中村	山田中村125		
	44 榆原西部	榆原3235		
	45 井田	八尾町井田4396-2		
	特定公共賃貸住宅	5 上赤江	上赤江町一丁目17-1	
		28 中教院	中央通り二丁目3-22	
		33 新曙町	中番45	
		37 高熊	八尾町高熊96-1	
		38 寺山	八尾町上新町3290	
		39 源川原	八尾町鏡町610	
		43 山田中村	山田中村125	
		賃貸住宅	27 今泉	今泉北部町1-5
			※46 奥田	奥田寿町6、18、19
			47 稲代	稲代239-1
	地域特別	45 井田	八尾町井田4396-2	

*番号に※のある団地については入居募集を停止しています。

●その他の公的住宅（窓口）

・県営住宅

県営住宅管理センター 光陽興産株式会社
（五福8区3548-14 ☎471-5500）

■土地（宅地）の購入・造成

●宅地の購入

建築指導課

☎443-2108

土地の利用にはいろいろな制限があり、よく調べないで土地を購入すると、いざ建築するときには建築が禁止されていたり、目標の規模のものが建てられないという事態になりますので、ご確認ください。

○土地購入にあたって調べること

- 市街化調整区域での建築は、原則として禁止されています。
- 市街化区域では、建築物の用途、規模、構造などに制限のある地域が定められています。
- 敷地が建築物を建築できる道路（国道・県道・市道など）に接しているかの確認をしてください。
- 敷地がガケなどに接している場合、建築できないことがあります。
- 都市計画道路などの予定区域内で土地を購入したり、建築を行おうとするときは、事前に支障が無いか確認してください。

※都市計画道路などについてのお問い合わせ先
（都市計画課 ☎443-2105）

●土地売買の届け出

都市計画課

☎443-2105

○公有地の拡大の推進に関する法律の届け出

- 次のような土地を売却しようとするときは、事前に届け出をしてください。

- ①都市計画施設（道路、公園、河川、学校など）の予定区域を含む200㎡以上の土地
- ②市街化区域内の5,000㎡以上の土地
- ③線引き（市街化区域と市街化調整区域との区分）のない都市計画区域内の10,000㎡以上の土地

○国土利用計画法の届け出

- 次のような土地を購入したときは、購入契約の日から2週間以内に届け出をしてください。
- ①市街化区域内の2,000㎡以上の土地
- ②市街化調整区域内および線引きのない都市計画区域内の5,000㎡以上の土地
- ③都市計画区域外の10,000㎡以上の土地

●居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における開発行為等の届け出

都市計画課

☎443-2105

- 次のような行為等を行おうとする場合には、工事等に着手する日の30日前までに届け出をしてください。
- ①居住誘導区域の外における一定規模以上の住宅建築を目的とする開発行為や建築行為
- ②都市機能誘導区域の外における、誘導施設の建築を目的とする開発行為や建築行為

- ③都市機能誘導区域の外における、誘導施設の休止や廃止

●都市計画施設や市街地開発事業の区域内での建築

都市計画課
公園緑地課

☎443-2105

☎443-2110

都市計画施設（道路、公園など）の予定区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業など）の施行区域内において建築物を建築するときには、都市計画法上の申請をして許可を受けなければなりません。

※この許可書は、建築確認申請の際に必要です。

●土地の造成の相談

建築指導課

☎443-2104

土地の造成は、その目的や場所・規模などにより許可が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●農地を宅地などにするとき

農業委員会

☎443-2129

- 市街化区域内の農地は、工事着工前に農業委員会へ転用の届け出をしなければなりません。
- 市街化区域以外の農地は、農業委員会を通じて市長の転用許可を受けなければなりません。また、農用地区域内の農地については、その許可を受ける前に農振除外の手続き（農政企画課 ☎443-2251）をする必要があります。

■建物の新築・増改築・改修等

●地区計画区域での建築行為等の届け出

都市計画課

☎443-2105

地区計画で建築ルールが定められた区域で、建築等の工事を行うときは、工事に着手する日の30日前までに届け出をしてください。

●建物を新築・増改築・改修等をするとき

建築指導課

☎443-2108

- 工事に着工する前に必ず「建築確認申請書」を提出し、「確認済証」の交付を受けてください。（カーポート等を建築する場合も、提出が必要です。）
- 分譲住宅（建売住宅）や特殊建築物で一定規模以上の建物は、定められた工程の工事を終えた日から4日以内に「中間検査申請書」を提出し、中間検査を受けてください。検査合格後に、次の工程にかかれます。
- 工事が終わったら4日以内に「完了検査申請書」を提出し、完了検査を受けてください。
- 都市計画区域外で確認申請の必要がない建築物は工事届を提出してください。

- 建築物を改修し用途を変更する場合は、市街化調整区域・市街化区域ともに制限がある場合があります。事前にご確認ください。

● 建物を建てる前の注意

- 建築物の敷地は、幅4m以上の建築基準法で定める道路に間口が2m以上接することが必要です。また、建築基準法に定める道路がないところでは建築基準法に定める道路をつくり、「道路の位置の指定」を受けることで建築できることがありますので確認してください。
- 建築基準法適用以前から建物の立ち並んでいる道路で、幅が4mないときは、建築制限を受けることがありますので確認してください。
- 敷地に都市計画道路、公園、風致地区などの指定がないか調べてください。
- 下水道の処理区域内に新築するときは、便所を水洗にしてください。
- 敷地がいずれの用途地域に属するかによって建ぺい率、容積率、高さや日影規制、建物の用途などの制限がありますのでよく調べてください。
- 住宅地などで一定の区域を定め、その区域にふさわしい基準をお互いが守りあっていく「建築協定」という制度を活用している区域がありますので確認してください。
- プレハブ（組立式鉄骨造）・コンテナの建築であっても、建築確認を受ける必要があります。（工事現場用仮設を除く）

● その他の注意事項

○ 隣接境界線付近の問題

- 境界線が不明確な場合は隣地所有者と確認協議をし、土地の権利者が認め合った位置に境界を設けてください。
- 建物は隣地境界線から50cm以上離すこと、また境界線から1m以内にある窓には目隠しをすることなどの民法上の規定がありますので注意してください。
- 民法上の規定はお互いが了解すれば必ずしもこの規定に従わなくてもよいことになっています。また、その地域に規制と異なる慣習があれば、これに従うものとしていますので注意してください。

○ 屋根雪の問題

屋根雪の落下に関する規定はありませんが、隣家等とのトラブルを避けるためにも、雪止め施工、屋根勾配や軒先の位置などへの配慮が必要です。

○ 地震に強い家づくり

- 新築住宅のチェックポイント
敷地の選定、基礎と土台、住宅の形、耐力壁の配置、防蟻・防蟻処理について、請負業者と相談してください。

- 既存住宅の地震対策のポイント
専門家に相談し耐震診断を受けてください。土台や柱などの構造材の腐朽や白蟻の有無を調べ、必要な処理をしてください。

○ ブロック塀の問題

過去の地震ではブロック塀の倒壊による被害が問題になりました。築造については、高さ、厚さなどの構造基準があり、その基準にあった安全なブロック塀にしてください。

■ 中高層建築物や共同住宅の建築紛争の防止

● 富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱

建築確認申請は、建築計画が建築基準法等関係法令の規定に適合しているか否かを、一定期間内に審査し確認するものです。

建築確認申請に際しての建築基準法等関係法令は、個別の建物相互の調整等の民事関係に関する諸問題を考慮した規定ではありません。

そこで富山市では、中高層建築物（高さ12.5mを超える建築物をいう）の建築による建築紛争を未然に防止するため、建築計画の事前公開などに関して必要な事項を明記した「富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」を定めています。

● 富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱

都市化の進展や社会情勢の変化から、共同住宅の建築が多くなるに伴い、建築主と近隣住民との間で民事関係などの諸問題が生じることがあります。

これは共同住宅を建てるには、建築基準法などにより構造・規模・用途などに規制を受けますが、その規制が居住環境や管理などについて考慮されたものでないことが原因の一つと考えられます。

そこで富山市では、建築主などと近隣住民との間の建築紛争などを未然に防止するため、共同住宅の建築計画および管理などについて必要な事項を明記した「富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱」を定めています。

■ 住宅資金(住宅関連情報)

● 住宅支援制度

○ ねたきり防止等住宅整備費の助成

長寿福祉課		☎ 443-2062	
各行政サービスセンター地域福祉係			
大沢野	☎ 467-5811	大山	☎ 483-1214
八尾	☎ 455-2461	婦中	☎ 465-2114

65歳以上の在宅の高齢者または同居の親族で、市町村民税非課税世帯の方を対象として、既存の住宅に手すりの設置、段差の解消など高齢者向けの住宅改善に必要な経費の3分の2の額（補助限度額50万円）を補助します。着工前に申請が必要です。

○住宅改善費の助成

障害福祉課

443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

肢体不自由または視覚障害で1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が生活しやすいように既存住宅を改善される場合、必要な経費の一部を助成します。(ただし、所得税非課税世帯に限ります。また新築・増築は対象外)

■再生可能エネルギー設備支援制度

環境政策課

443-2053

○ZEH導入資金の助成

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を新築、購入又は改修し、国が実施するZEHを対象とした補助金の確定通知を受けた方が対象です。補助金額は1戸あたり上限20万円です。

○省エネ機器等導入資金の助成

居住する住宅等に、新たに省エネ機器等を設置された方が対象です。補助金額は5万円です。

対象となる機器：①定置型蓄電池

②エネファーム

③ペレットストーブ

■まちなか居住及び公共交通沿線居住の推進等

居住対策課

443-2112

●富山市まちなか居住推進事業

富山市のまちなかにおいて、人口を増やし、賑わいあるまちづくりを目指しています。

○まちなか住宅取得支援事業

まちなかで一定水準以上の住宅を購入し居住される方に金融機関からの借入に応じて補助します。

○まちなか住宅家賃助成事業

まちなかの民間賃貸住宅へ転居された世帯に家賃の一部を補助します。(まちなか内での転居は除く。)

○まちなかリフォーム補助事業

まちなかの中古住宅を購入し自ら居住するために行うリフォームや、世帯員増加のためにまちなかの自宅をリフォームする場合に補助します。

○富山市マルチハビテーション推進事業

まちなかで、二地域居住のために住宅を購入した富山県外在住の方に補助します。

●富山市公共交通沿線居住推進事業

公共交通を活性化させ、その沿線に住居、商業、業務、文化などの都市の機能を集積させることにより、公共交通を軸としたまちづくりを目指しています。

○公共交通沿線住宅取得支援事業

公共交通沿線居住推進補助対象地区において、一定水準以上の住宅を購入し居住される方に金融機関からの借入に応じて補助します。(ただし、まちなかから転居される場合は対象外)

○公共交通沿線リフォーム補助事業

公共交通沿線の中古住宅を購入し自ら居住するために行うリフォームや、世帯員増加のために公共交通沿線の自宅をリフォームする場合に補助します。

■住居表示

～あなたの建物に、正しい住居番号を～

地域コミュニティ推進課

443-2046

住居表示実施済区域内(旧富山市区域の一部)に、建物を新築・増改築され、出入口が変更になったときは、住居番号(住所)を決める届け出が必要です。住居の表し方は、富山市〇〇町(〇丁目)〇番〇号となり、住居表示板を無料でお渡しします。届け出に必要なもの：建物の平面図、配置図など

中心市街地への
来街

■おでかけ定期券

まちづくり推進課

443-2054

各行政サービスセンター地域生活係/各中核型地区センター各地区センター(大長谷を除く)とやま市民交流館

市内各地から中心市街地や市民病院までのバスや電車を1乗車100円で利用できる定期券を交付しています。

対象者：富山市に住所を有する65歳以上の方(3月31日までに満65歳になる方も対象です。)

利用時間：[割引時間帯] 9:00～17:00(降車時)

利用者負担金：1,000円

割引で利用できる交通機関：地鉄路線バス、地鉄電車、市内電車(富山軌道線・富山港線・環状線)、フィーダーバス、まいどはやバス